

会計・税務、人事・労務、行政手続に役立つ

東京会計ニュース

2025.06

東京会計グループ発行

◆税理士法人 東京会計グループ◆社会保険労務士法人 東京労務グループ◆行政書士法人 東京行政書士グループ

補助金

補助金情報

中小企業向け補助金・総合支援サイト(ミラサポ plus)に人気の補助金情報等が掲載されていますので、ピックアップしてご紹介いたします。

…………ミラサポ plus に掲載されている主な補助金…………

	補助金名	概要	補助率・補助額	経費の例
1	省力化投資補助金	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品導入をサポートします。	補助率 1/2 200 万～1,000 万	自動精算機 無人測量器 等
2	ものづくり補助金	ものづくりやサービスの新事業を創出するために、革新的な設備投資やサービスの開発、試作品の開発などをサポートします。	補助率 1/2 (小規模事業者の場合 2/3) 750 万～2,500 万	機械設備 器具備品 等
3	IT 導入補助金	日々の業務の効率化や自動化のための IT ツールの導入をサポートします。	補助率 1/2 5 万～450 万	ソフトウェア 導入サポート料 等
4	小規模事業者持続化補助金 (一般型、創業型)	小規模事業者が作成した経営計画に基づいて行う販路開拓の取組をサポートします。	補助率 2/3 ～50 万	広告費 器具備品 等
5	事業承継・M&A 補助金	事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組及び、事業引継ぎ時の専門家活用費用等をサポートします。	補助率 1/2 (小規模事業者の場合 2/3) 800 万～1,000 万	設備費 謝金 委託費 等
6	新事業進出補助金	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。	補助率 1/2 2,500 万～	建物費 構築物費 機械装置 等

…………東京会計による補助金・助成金申請サポート…………

東京会計では補助金の申請手続きサポートの他、事業計画書等の申請書の作成、認定経営革新等支援機関としての対応、電子申請サポートなど、補助金の申請に関するサポートを行っております。

販路開拓等の取り組みをご検討されれば活用できそうな補助金、助成金についてお調べしてご提案いたしますので、補助金サポート担当の飯田までご相談ください。(飯田連絡先:080-3725-1010)

●右の QR コードから当社 HP にアクセスできます。お手持ちのスマートフォンから読み取ることで、当社のサポートに関する情報や過去の東京会計ニュースの閲覧の他、資金繰表など会計様式のダウンロードも可能です。

●掲載している内容に関してお尋ねがある場合、まずは会計、労務の担当者までご連絡ください。



※QR コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

助成金活用のご案内

～ 社会保険労務士法人・東京労務グループからのお知らせ ～

～ 次のような助成金があります! ～



◆ 業務改善助成金

生産性向上のために設備投資や物品購入を行い、事業場内最低賃金を30円以上上げた場合にその費用の一部を支給する助成金

支給例：事業場30人未満の場合 1名の賃金を30円以上上げで最大30万円

◆ キャリアアップ助成金

非正規雇用の労働者（有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者等）の企業内でのキャリアアップを促進するために、正社員化や処遇改善の取り組みを実施した事業主に対しての助成金

支給例：正社員転換助成 最大80万円

◆ 65歳超雇用推進助成金

企業が65歳以上への定年引上や高年齢者の雇用管理制度の整備を行う際に支給される助成金

支給例：被保険者の人数に応じて15万円～160万円

◆ 両立支援等助成金

仕事と育児・介護などの両立を支援するために、職場環境の整備や制度の導入を行った事業主に対しての助成金

支給例：男性労働者の育児休業取得1人目20万円 2・3人目10万円

◆ 人材開発支援助成金

従業員のスキルアップや職業訓練を実施する際に、訓練経費や賃金の一部を支給する助成金

支給例：・訓練経費助成 75% ・賃金助成 訓練時間に応じて1時間あたり 760円

◆ 特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者など、就職が困難な求職者を雇用する企業に対して支給する助成金

支給例：高年齢者（60歳以上）週30時間以上勤務 6か月ごとに30万円×2期

◆ トライアル雇用助成金

職業経験が不足しているなどの理由で就職が困難な求職者を試行的に雇用し、無期雇用への移行を促進するための助成金

支給例：月額4万円（最長3か月間）

◆ 人材確保等支援助成金

企業が労働環境を改善し、人材の確保・定着を促進するための助成金

支給例：雇用管理制度の導入 賃金規定制度 40万円（賃金要件を満たせば50万円）

◆ 高年齢労働者処遇改善促進助成金

60歳から64歳の労働者の処遇改善を目的とした助成金

支給例：高年齢雇用継続基本給付金の減少額に助成率2/3を乗じた額

～ 各種助成金の申請代行を行っています ～

▼ 各種助成金の無料相談を行っています! ▼

ご希望の方は、必要事項をご記入の上、FAXしてください。

無 料 相 談 を 希 望 し ま す			
事業所名		部 署	
担当者名		電 話 番 号	
FAX 番号		メールアドレス	

FAX 送信先 ⇒ FAX：(096) 323-7881 〒860-0844 熊本市中央区水道町9番29号
社会保険労務士法人東京労務グループ 社会保険労務士 柏原・坂本 TEL：090-4068-6272